

令和6年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業

補助金申請要項

1. 申請期間

令和6年6月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

2. 申請方法

申請書類を商工会の本所、支所窓口を持参してください。

■坂井市商工会	本所・坂井支所	坂井町下新庄 2-10-1	TEL66-3324
■坂井市商工会	三国支所	三国町北本町 3-2-12	TEL82-5055
■坂井市商工会	春江支所	春江町江留下相田 35-1	TEL51-2211
■坂井市商工会	丸岡支所	丸岡町一本田 5-76	TEL66-6555

3. 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

(1) 坂井市商工会のホームページからダウンロード

(URL) <http://shoko-sakaicity.or.jp/>

(2) 坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口

4. 問合せ先

ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧ください、下記までお問合せ下さい

坂井市商工会 本所・坂井支所 坂井町下新庄 2-10-1

(電話) 0776-66-3324

(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分まで(土、日および祝日は除きます。)

令和6年度 坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金申請要項

1. 補助金名称

坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金

2. 事業の目的

燃料、電気、ガス料金の高騰の影響を受けながらも省エネに取り組み、コスト高の影響を乗り越えようとする小規模事業者等に対して、商工会独自の補助を行い事業主負担の軽減を図ることにより、その事業継続を支援する。

3. 補助対象者

商工会会員であり、令和6年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者

4. 補助対象経費

事業に関する省エネ設備等導入に要した経費

5. 補助金額

1 会員事業所当たり補助対象経費の4分の3を100円未満切捨てた額で20,000円を上限とする

6. 申請期限

令和7年2月28日（金）

7. 提出書類

- ・坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

【添付書類】・購入物品、単価、数量、令和6年4月1日以降に納品されたことが分かるもの（レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）
・通帳の表紙、裏見開きページの写し

8. 申請窓口

■坂井市商工会 本所・坂井支所 Tel66-3324 ■坂井市商工会 三国支所 Tel82-5055
■坂井市商工会 春江支所 Tel51-2211 ■坂井市商工会 丸岡支所 Tel66-6555

○ 申請の流れ

事業に関する省エネ設備等導入後に、必要書類を添付して坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。【令和7年2月28日申請期限】

○ 留意事項

- ・国、県、市およびその他団体等の補助金を利用して購入した物品については補助対象外とする。
- ・補助金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消す。この場合、申請者は速やかに補助金を返還することとする。
- ・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合がある。
- ・受付期間中であっても予算額に達した場合は申請受付を終了とする。

令和6年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料、電気、ガス料金の高騰により影響を受けている小規模事業者等に対し、省エネ設備等導入に係る費用の一部を補助することにより、省エネ推進を図ることで小規模事業者支援を行うことを目的とした本補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「小規模事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第54号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、商工会会員であり令和6年度の商工会会費が未納でない者とする。

(補助金事業の経費範囲)

第4条 補助の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は事業に関する省エネ推進に要した経費とし、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに事業を実施し、かつ支払った経費を対象とする。ただし、国、県、市その他団体等から補助を受けている物品等に対する経費、又は受ける予定の経費は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3とし100円未満を切捨てた額で1会員事業所当たり20,000円を上限とする。ただし、補助金の申請は原則として1会員につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年2月28日までに、令和6年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 商工会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

2 商工会長は、前項の規定により交付について決定したときは、令和6年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 商工会長は、前条第2項の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(失効)

2. この要綱は、令和7年2月28日限り、その効力を失う。